

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に 関する基準を定める省令の一部を改正する省令案について

1. 改正の背景

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第8条第1項において、公共交通事業者等は、旅客施設を新設等したり、車両等を導入するときは、当該旅客施設又は車両等を「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第111号。以下「基準」という。）に適合させることが義務付けられている。

平成18年12月20日に現行の基準が施行されてから約10年が経過し、この間、高齢化の進展はもとより、障害者数の増加、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、障害者権利条約の締結及び障害者基本法等国内関係法の整備など、バリアフリー化・ユニバーサル社会の実現を取り巻く環境は大きく変化している。また、「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」において決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日）においても、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げを図るため、今年度中に基準を改正することとされた。

こうした状況を踏まえ、国土交通省では、学識経験者、障害者団体、公共交通事業者及び関係団体から構成される「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会」を設置し、基準等の改正内容の検討を行ってきたところ、今般、同委員会において、基準の改正内容について一定の結論が得られたことから、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

（1）バリアフリー化された経路について

- ① 旅客施設の出入口と車両等の乗降口との間の経路であってバリアフリー化されたものの長さは、当該出入口と当該乗降口との間の経路であって主として通行の用に供されるものの長さとの差ができる限り小さくしなければならないこととする。また、大規模な鉄道駅には、複数のバリアフリー化された経路を設けなければならないこととする。

※現行基準：旅客施設には、1以上のバリアフリー化された経路を設けなければならない。

- ② 旅客施設には、乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路を設けなければならない。また、主たる乗継ぎ経路とバリアフリー化された乗継ぎ経路との長さの差はできる限り小さくしなければならないこととする。

※現行基準：規定なし。

(2) エレベーターについて

旅客施設においてバリアフリー化された経路を構成するエレベーターについては、かごの内法幅140cm以上で、内法奥行き135cm以上であることという現行の規定に加え、エレベーターを設置する場合には、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の見込まれる状況を考慮して、その台数、かごの内法幅及び内法奥行きを決定しなければならないこととする。

※現行基準：かごの内法幅が140cm以上、内法奥行きが135cm以上でなければならない。

(3) トイレについて

旅客施設における、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所には、以下の要件を満たす便房がそれぞれ1以上設けられていなければならないこととする。

①車椅子使用者が円滑に利用でき、その旨を表示していること

②オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられ、その旨を表示していること

※現行基準：トイレを設置する場合は、1以上の多機能トイレを設けなければならない。

(4) 鉄道駅のプラットフォームにおける視覚障害者転落防止設備について

鉄道駅のプラットフォームにおける視覚障害者転落防止設備として視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は、ホームの内側か線路側かの識別を容易にする「内方線付き点状ブロック」としなければならないこととする。

※現行基準：視覚障害者転落防止設備として視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は点状ブロックを敷設すること。

(5) 鉄軌道車両に設ける車椅子スペースについて

列車には2箇所以上（3両以下で組成する列車の場合は1箇所以上）の車椅子スペースを設けなければならないこととする。

※現行基準：1列車ごとに1箇所以上の車椅子スペースを設けなければならない。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 平成30年3月下旬

施 行 平成30年10月1日

※鉄道車両、軌道車両については平成32年4月1日